

調 査 対 象 及 び 調 査 事 項

スポーツ施設提供業について

1. 調査対象

- (1) **スポーツ施設提供業の調査対象**は、興行的でないスポーツ(アマチュア競技)を行うための以下の施設を提供することを主業としている事業所である。

なお、国や地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している指定管理者制度利用の施設、独立行政法人等が直接管理・運営を行っているスポーツ施設も対象となる。

①体育館

バレーボール、バスケットボール、バドミントンなど各種の競技を行える設備を備えた屋内の施設

②ゴルフ場

ア ホール数が18ホール以上、かつ、「ホールの平均距離」が100メートル以上の施設

イ 18ホール未満であっても、ホール数が9ホール以上あり、かつ、「ホールの平均距離が」150メートル以上の施設

③ゴルフ練習場

ア 主としてゴルフの練習施設を提供する事業所

イ ホール数が9ホール未満のゴルフ場

ウ 9ホール以上18ホール未満で「ホールの平均距離」が150メートル未満のゴルフ場

エ 18ホール以上で「ホールの平均距離」が100メートル未満のゴルフ場

④ボウリング場

主としてボウリングの競技を行うための施設

⑤テニス場

テニス競技が可能なコートを備えたテニス場

⑥バッティング・テニス練習場

ア バッティング(野球)の練習施設

イ オートテニスなどテニスの練習施設

⑦フィットネスクラブ

室内プール、トレーニングジム、エアロビックススタジオなどの屋内の運動施設を有し、インストラクター、トレーナーなどの指導者を配置し、会員にスポーツ、体力向上などのトレーニングの機会を提供する施設

⑧その他のスポーツ施設

陸上競技場、サッカー場、公営野球場、乗馬クラブ、フィールドアスレチック場、スケートリンク、卓球場、武道場、競泳プール、漕艇場、スキー場、グランドゴルフ場、ゲートボール場、バターゴルフ場など

※「指定管理者制度」とは、国、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・一般財団法人・一般社団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

なお、次のような業務を行う事業所は、本調査の対象としていない。

- ①スイミングスクール、ヨガ教室、体操教室など、主としてスポーツ技能、健康、美容の増進のため、指導者が水泳、ヨガ、体操、武道などを教授することを主たる目的とする施設
- ②競馬場、競輪場、オートレース場、競艇場

③興行的スポーツのための施設

④国や地方公共団体等の施設で、国や地方公共団体等が直接管理・運営を行っている施設（運動場、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館、プール等）

2. 調査事項

(1) **事業所数**は、調査結果（平成 30 年 7 月 1 日現在）の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社・本店や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、事業所数の内数である。調査事項によっては複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「該当事業所数」で表記している。

(2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」（外国に本社・本店がある外国の会社を含む。）である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである（個人による共同経営の場合を含む。）。

(3) **資本金額（又は出資金額）**は、平成 30 年 7 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。「**公的資本比率**」とは、(2) **経営組織別**で「**会社**」となる事業所の「**資本金額（又は出資金額）**」の中に、国又は地方公共団体等の公的機関から出資等により組み込まれている金額。

(4) **フランチャイズ**は、フランチャイズチェーンへの加盟の有無。

(5) **事業の形態**は、以下のとおり。

①「**ゴルフ場**」は、ゴルフ競技を行うための施設を提供する事業所で、18ホール以上ありホールの平均距離が100メートル以上のもの、又は、9ホール以上でホールの平均距離が150メートル以上の事業所。

②「**ゴルフ練習場**」は、ゴルフの練習施設を提供する事業所で、ゴルフの打放しや前記1に該当しないゴルフ・コース（ショートコースなど）などの事業所。

③「**ボウリング場**」は、ボウリング競技を行うための施設を提供する事業所。

④「**フィットネスクラブ**」は、室内プール、トレーニングジム、スタジオなどの運動施設を有し、会員にスポーツ、体力の向上などのトレーニングの機会を提供する事業所。

⑤「**体育館**」は、バレーボール、バスケットボール、バドミントンなど各種の競技を行える設備を備えた屋内施設の事業所。

⑥「**テニスコート**」は、テニス競技が可能なコートを整え、テニスコートの提供を主としている事業所。

⑦「**バッティング・テニス練習場**」は、バッティング（野球）の練習施設、又はオートテニスなどテニスの練習施設を提供する事業所。

⑧「**その他**」は、陸上競技場、運動広場、卓球場、クレー射撃場、スケートリンク、アイススケート場、ローラスケート場、サッカー場、公営野球場、公営運動場管理事務所、乗馬クラブ、プール（フィットネスクラブ、スイミングスクールのものを除く）、武道場など上記①～⑦に該当しない事業所。

(6) **従業者数**は、平成 30 年 7 月 1 日現在の数値。

①**従業者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務（スポーツ施設提供業務をいう。）以外の業務の従業者及び、他の会社（企業）など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者（送出者）を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者（受入者）を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

- a「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。
- b「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。
- c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成30年5月と6月にそれぞれ18日以上働き、平成30年7月1日現在も雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。
- ・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。
- ・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。
- ・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。
- d「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は、日々雇用されている者。

イ「**総計のうち、別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所の従業者(2.(6))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

②「**総計のほか、別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。

(7) **事業従事者数**は、平成30年7月1日現在の数値。

事業従事者数とは、事業所の従業者(2.(6))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

① **主たる業務(スポーツ施設提供業務)の部門別事業従事者数**は、スポーツ施設提供業務に従事する、下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア「**管理・営業部門**」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する者。

イ「**フロント**」とは、受付業務に従事する者。

ウ「**施設・機械**」とは、ゴルフコースの芝刈り、植替え、補修などコース管理の業務に従事する者や、ボイラ、空調などの施設の機器の運転・管理、ボウリング機械、トレーニング機器などの運転・管理に従事する者。

エ「**指導員**」とは、インストラクター、コーチなどとして従事する者。

オ「**キャディ**」とは、ゴルフ場のキャディとして従事する者。

カ「**その他**」とは、警備員、送迎バスの運転手など上記以外の業務に従事する者。

②「**食堂・売店(直営)**」とは、スポーツ施設提供業務ではなく、直営の食堂・売店の業務に従事する者。

③うち、別経営の事業所から派遣されている人は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして働いている者。

(8) **年間売上高**は、平成29年1月1日から12月31日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「スポーツ施設提供業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

ただし、指定管理者制度により地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している事業所の場合は、年間売上高には、入場料・興業収入又は賃貸収入の他に、地方公共団体等からの委託管理料を含める。

なお、本社・支社（営業所）間及び支社（営業所）相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額（提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価）を当該年間売上高としている。

(9) **収入種類別**の区分は、以下のとおり。

〈収入の種類〉

- ①「**利用料収入**」は、会員及びビジターが施設、器具等を利用する際に支払う料金。
- ②「**会費収入**」は、入会金、年会費など会員となるために支払われた料金。退会の際に返還する預託金を除く。
- ③「**スクール（指導料）収入**」は、指導メニュー作成料、インストラクター・トレーナーの指導料、一定期間だけのスクール開設による収入及び個人レッスン料。
- ④「**キャディフィ**」は、キャディを付けた際に支払われた料金。ゴルフ場のみの区分。
- ⑤「**その他収入**」は、貸ロッカー、貸ウェア、貸靴、貸タオル、貸水着など、上記以外の料金。指定管理者制度により地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している事業所の場合は、地方公共団体等からの委託管理料を含む。

なお、直営の売店による売上高は、「スポーツ施設提供業務」ではなく、「その他業務」の「卸売、小売業務」の「売店（直営）」、直営の「駐車場」の料金は「その他業務」の「不動産、物品賃貸業務」の「駐車場（直営）」、直営の食堂売上高は、「その他業務」の「宿泊、飲食サービス業務」の「食堂（直営）」、ゴルフ場での直営の宿泊施設売上高は、「その他業務」の「宿泊、飲食サービス業務」の「宿泊施設（直営）」に含まれる。

(10) **施設キャパシティ、年間営業日数**は、事業所のキャパシティ（ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場のみ）と、平成29年1月1日から12月31日までの1年間の営業日数。

(11) **事業所の総面積**は、事業所の総面積で所有、賃貸を問わない。施設・建物の一部を使用して営業している場合は、使用している面積。

- ①ゴルフ場、ゴルフ練習場及び運動場等の屋外型施設は、所有、賃貸を問わず敷地総面積。
- ②ボウリング場、フィットネスクラブ、体育館等の屋内型施設は、所有、賃貸を問わず占有面積。

(12) **年間利用者数**は、平成29年1月1日から12月31日までの1年間の施設毎の年間延べ利用者数。

(13) **年間営業費用**は、平成29年1月1日から12月31日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「給与支給総額」、「外注費」、「施設管理費」、「食堂・売店（直営）売上原価」、「減価償却費」、「賃借料（「土地・建物」、「機械・装置」）」及び「その他の営業費用」の計（消費税額を含む。）。

- ①「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額（税込み）。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている者）」の給与を含む。

- ②「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

- ③「**施設管理費**」は、スポーツ施設の施設管理に要した費用。施設管理を業務委託している場合には、「外注費」に含めないで「施設管理費」に含む。

- ④「**食堂・売店（直営）売上原価**」は、直営の食堂・売店の売上原価。なお、算出が困難な場合には、仕入高を売上原価とする。

（売上原価＝期首商品棚卸高＋当期商品仕入高－期末商品棚卸高）

- ⑤「**減価償却費**」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費の額。

⑥**賃借料**は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ「**機械・装置**」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバーなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの賃借料の額。

・「その他」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑦「**その他の営業費用**」は、上記①～⑥以外の営業費用で以下のものである。

広告宣伝費、福利厚生費、派遣労務費、通信費、水道光熱費、「土地・建物」及び「機械・装置」以外の賃借料、仕入高（商品・部品などの仕入高）、支払手数料（ロイヤリティを含む。）、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、諸会費、会議費、荷造発送費など。

(14) **年間営業用固定資産取得額**は、事業所において平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産（「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」）及び無形固定資産の額（消費税額を含む。）。

①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が 10 万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した費用。